

農地利用状況調査の実施について

農地法の規定により、毎年、村内全域の農地を対象とし、農地利用状況調査(農地パトロール)を実施しています。この調査は、農地利用の総点検、遊休農地の発生防止、解消及び違反転用対策を重点的に行っています。

【期 間】8月1日～9月30日

【調査対象】村内全ての農地

【調査員】農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局

遊休農地は課税が強化されます！

1. 増税の対象となる遊休農地

- (1) 農業振興地域内にある農地
- (2) 遊休農地または遊休化のおそれがある農地
- (3) 利用状況調査で遊休農地と判断された農地
- (4) 利用意向調査で意思表示がない農地
- (5) 利用意向調査から6ヶ月経過しても、意向通り改善がされていない農地
- (6) 農業委員会から中間管理機構との協議勧告を受けた農地

※上記の項目に全て当てはまる農地については、増税の対象となります。

2. 課税強化

通常の農地評価額が **1.8 倍**になる見込みです。

3. 実施時期

毎年1月1日が固定資産税の賦課期日となっていますので、平成31年1月1日時点で協議勧告が行われている場合に課税強化が行われることとなります。

◆遊休農地とは？(農地法第32条)

- ① 1年以上にわたって耕作されておらず、今後耕作されないと見込まれる農地。
- ② 周辺の農地と比べて著しく低利用となっている農地。

◆利用意向調査とは？

利用状況調査で遊休農地と判断された農地所有者等に対し、利用意向を確認します。

◆農業振興地域とは？

恩納村農業振興地域整備計画により、農業を推進することが必要と定められた地域のこと。

◎確認のお願い

農業委員会からの通知の回答はお済みですか？

昨年度の利用状況調査において、遊休農地と判断された農地については、農業委員会から所有者に対し、平成29年11月30日付けで利用意向調査書を発送しています。

回答がまだの方は、お早めに回答をお願いします。

お問い合わせ：農業委員会 ☎966-1204

野外焼却は禁止されています！

廃棄物処理法では、「焼却禁止の例外」を除き、何人も廃棄物を焼却してはならないと厳しく制しています。そのため、家庭や事業場から出た廃棄物を野焼き又はドラム缶や一斗缶などで焼却することはできません。また、小型焼却炉であっても、法で定められた構造基準を満たさないものは使用できません。

野外焼却は罰則の対象となり、**5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金**又はこの併科、法人はさらに**両罰規定で3億円以下の罰金に科せられます。**



お問い合わせ：村民課 生活環境係 ☎966-1205